

## 1. 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）として、本市の将来像を描き、これに向けたまちづくりの方針を示すものです。また、都市計画や都市整備に関する総合的な指針として、まちづくりに関する個別具体的な事業や施策を実行する際や、市民と行政が協働してまちづくりを進めていく際の指針となるものです。

本マスタープランの改定にあたっては、本市の行政運営の指針である「第2次杵築市総合計画」や大分県が定める「杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」をはじめとする各種まちづくり計画との整合が図られたものとします。

## 2. 改定の目的

前回の「杵築市都市計画マスタープラン」は平成22（2010）年度に策定され、この中で目標年次は令和12（2030）年、中間年次を令和2（2020）年としています。

策定から10年あまりを経過する中で、わが国では令和の時代が幕を開けるとともに、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、大規模な自然災害の頻発、都市計画法の改正等本市を取り巻く社会・経済状況は大きく変化しております。

本市においては、このような社会経済の状況の大きな変化を踏まえ、平成29（2017）年に「第2次杵築市総合計画」を策定するとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第一期平成27（2015）年、第二期令和2（2020）年）、「立地適正化計画」（令和2（2020）年）や「杵築市歴史的風致維持向上計画」（令和3（2021）年）、「公共施設等総合管理計画」（平成29（2017）年）等を策定し、本市の活性化対策、歴史的資源を活かしたまちづくりの方向性を示すとともに、津波や気候変動等による大災害から市民の生命財産を守るための土地利用の変革の方向性の明確化等を行いました。

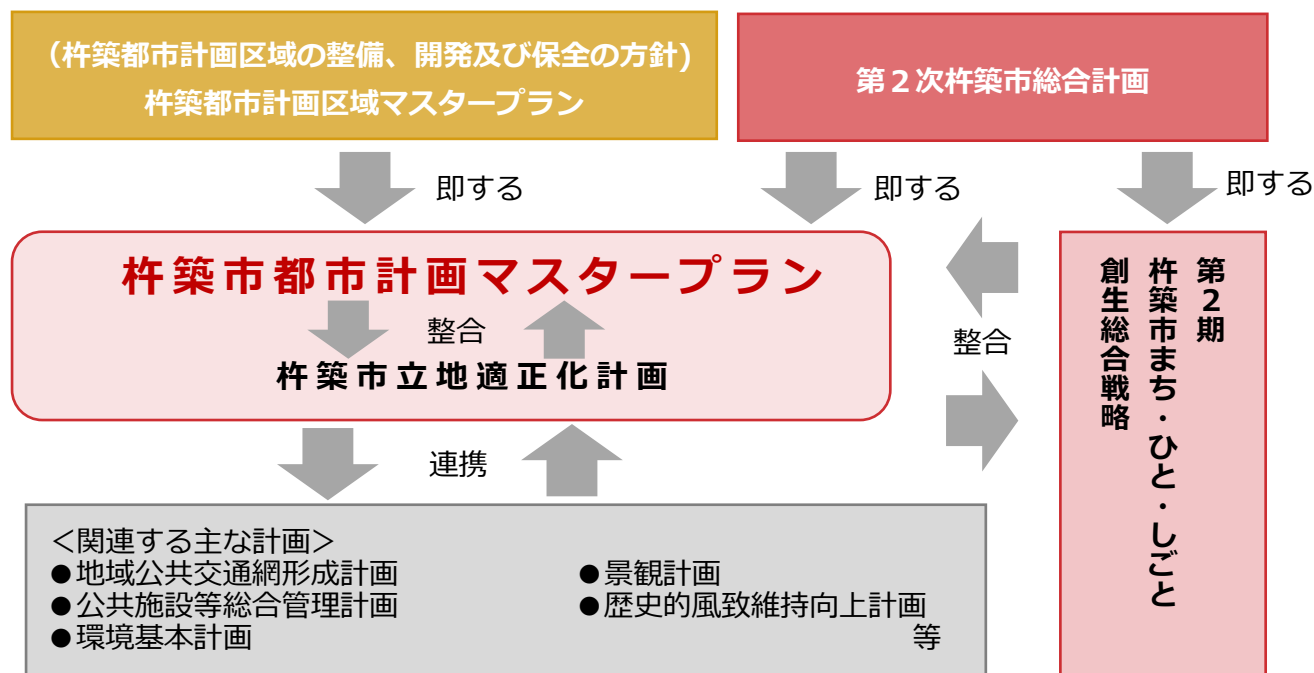
本マスタープランでは、市内外におけるさまざまな変化への対応と、関連する諸計画を反映し整合を図りながら、本市の将来あるべき都市像の実現に向けたまちづくりの基本的な方向性を示すことを目的として改定します。

### 3. 法的な位置づけ

「杵築市都市計画マスタープラン」は、市の総合的な構想である「第2次杵築市総合計画」や、国・大分県の計画・構想に即するとともに、関連計画や個別施策との整合を図りながら都市計画の視点から施策の方針を示すものです。また、都市計画を決定・変更する場合や個別の課題・地区について検討を行う場合、まちづくりのルールを検討を行う場合の指針となるものです。さらに、市民・事業者・行政が共有するまちづくりの指針としての役割を果たします。

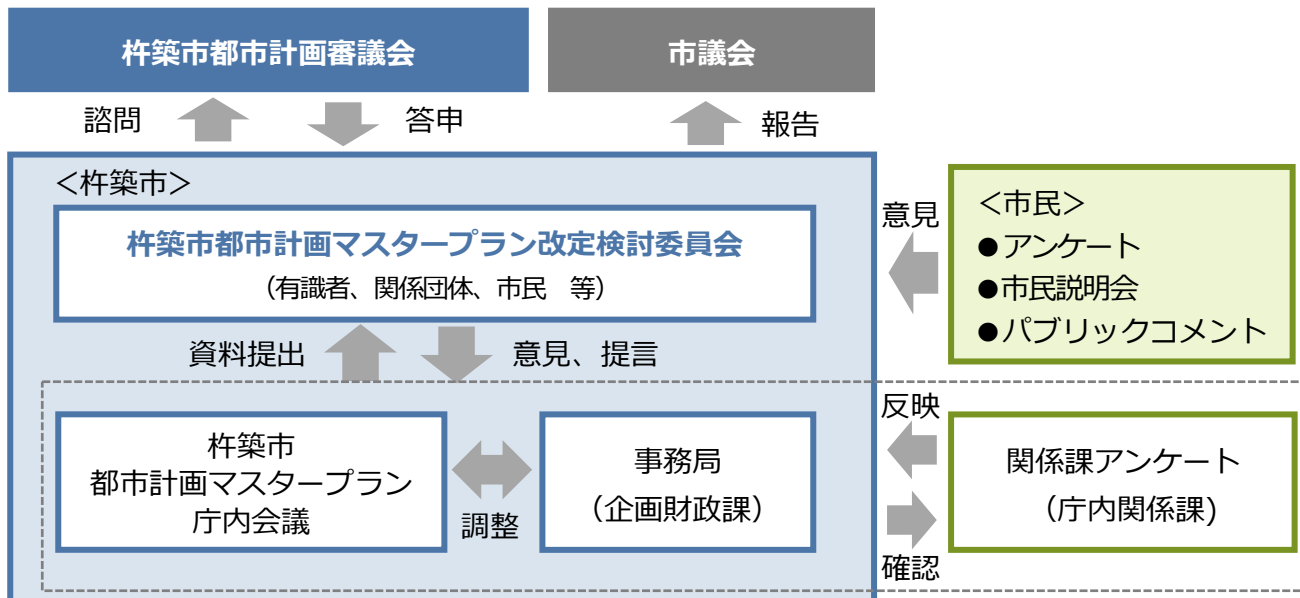
<大分県の計画>

<杵築市の計画>



### 4. 改定体制

本マスタープランの改定にあたっては、学識経験者や市民代表、行政関係者等からなる改定委員会を組織して計画内容の検討を行うとともに、市民意向調査や市民説明会、パブリックコメントを通して市民のまちづくりに対する率直な意見を把握したうえで、本マスタープランへの反映を図ります。



## 5. 対象範囲

本マスタープランは、本市全域を対象としてまちづくりの基本方向を検討するとともに、杵築都市計画区域を対象として、土地利用や都市施設等に関する具体的な方向性を検討します。

## 6. 目標年次

本マスタープランは、第2次杵築市総合計画基本構想（令和6（2024）年目標）、「杵築都市計画区域マスタープラン」（令和22（2040）年目標）、「立地適正化計画」（令和17（2035）年目標）の上位計画、関連計画を踏まえながら、おおむね20年後となる令和22（2040）年を目標年次として設定します。

また、本マスタープランの内容は、中間年次であるおおむね10年後をめぐり諸調査の結果等を踏まえて見直しを行うとともに、社会情勢の動向等により内容の変更を要する場合には、状況に応じて適宜見直すことを妨げないものとします。

## 7. 都市計画マスタープランの構成

本マスタープランは、「まちづくりの基本的な方針」「全体構想」「地域別構想」「実現化方策」の4つの項目で構成しています。

